

自分の権利を
大切に

次世代の子どもた
ちのために

未来につながる
相続登記をしませんか？

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

相続の手續に時間がかかると…

- 相続した不動産をすぐに売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手續費用や手数料が高額になる
- 不動産が適正に管理されなくなる

メリット

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売ろうとしたときに、すぐに手續をすることができ、また、担保に入れてローンを組むことができます。

まちづくりのため
の公共事業が進ま
ないなど、様々な
社会問題が発生

青森地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/aomori/>
法務省ホームページ（未来につなぐ相続登記）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html